

砥部町附属機関等の委員の公募に関する要綱

平成19年3月26日

砥部町告示第37号

(趣旨)

第1条 この告示は、砥部町附属機関等の設置及び運営に関する要綱（平成19年砥部町告示第36号。以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、要綱第4条第1号に規定する町民委員の公募に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施基準)

第2条 附属機関等の委員の定数には、積極的に公募委員の枠を設定するものとする。ただし、次に掲げる附属機関等については、この限りでない。

- (1) 行政処分に関する審議等を行うもの
- (2) 委員の資格が法令等により制限されているもの
- (3) 個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱うもの
- (4) 委員に対し特に専門的な技能等を要求されるもの
- (5) その他附属機関等の所掌事項に照らし、委員の公募が適当でない認められるもの

2 前項の場合において公募委員の枠の定数に占める割合は、当該附属機関等の全委員数の概ね20パーセント以上とするものとする。

3 第1項の規定により公募委員の枠を設定した場合において、応募がなかったときは、指名その他の方法により委員を選任することができる。

(応募資格)

第3条 応募資格のある者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。ただし、附属機関等の設置目的、所掌事務等に照らしてこれにより難しいときは、この限りでない。

- (1) 本町に在住する者で、18歳以上の者
- (2) 要綱第4条第2号から第4号までの規定に抵触しない者

(公募の方法)

第4条 公募は、公募委員の選定予定日の概ね2月前までに、広報紙への掲載その他の方法により行うものとし、3週間程度の応募期間を設けるものとする。

(周知項目)

第5条 公募に当たっての周知項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 名称
- (2) 所掌事務

- (3) 任期
- (4) 募集人数
- (5) 応募資格
- (6) 応募方法
- (7) 応募期間
- (8) 選考方法
- (9) 問い合わせ先

(公募委員の選考方法)

第6条 公募委員の選考については、原則として担当課内に選考委員会を設置して行うものとし、附属機関等の設置目的等を考慮した上、おおむね次の方法により行うものとする。

- (1) 小論文による選考
- (2) 面接による選考
- (3) その他町長が適当と認める方法による選考

(公募委員の選考結果の公表)

第7条 公募委員を決定したときは、応募者全員に、選考結果について速やかに通知するものとする。

(公募要領等の策定)

第8条 委員を公募する附属機関等の所管課長は、公募委員の選考に関する基準及び手続等を定めた要領を策定するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月17日告示第20号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月3日告示第16号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。